

川本町立学校のあり方についての報告書  
(答申別冊)

～未来へつなぐ かわもとの人づくりのために～

令和5年5月

川本町立学校のあり方検討委員会



## はじめに

---

川本町立学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」）は、令和3年12月24日に川本町教育委員会から、川本町の特色を活かした魅力ある教育環境を整備するため、「川本町ならではの魅力ある学校教育のあり方に関すること」、「児童生徒、教職員が安心して学べる教育環境に関すること」の二点について諮問されました。

検討委員会では、およそ1年4か月の間に5回の会議を開催し、地域の実情を踏まえた「川本町ならではの」教育環境について、様々な視点から協議を重ねてまいりました。協議に際しては、町立学校の現状を踏まえてハードとソフトの両面から率直な意見交換をし、小中学校の一貫性を構築することを念頭に、県内の義務教育学校や一貫型小学校・中学校を視察するなどして見識を高めました。また、魅力的な町立学校であるためには、私立保育所と県立高校を含めた「タテの連携」と、地域や事業所等との「ヨコの連携」が不可欠であるという共通認識のもと、持続可能な連携の仕組みについて検討が進められました。

町立の小学校と中学校が1校ずつ設置され、1学年20人程度の小規模な学級集団が9年間続く環境は川本町の大きな特徴のひとつですが、ともすれば閉塞感といったネガティブな印象を与える場合もあるかもしれません。しかし、川本町においてはこの環境を強みと捉え、育てたい子どもの姿を学校、地域、家庭で共有し、町全体が子どもの学びにかかわっていくことで、子どもたちの生きる力を育み、川本町教育の基本理念である「ふるさとを愛し 未来に羽ばたく心豊かな人づくり」が実現すると考えます。

本答申の提出にあたり、検討委員会の思いが教育関係者のみならず、保護者、地域住民、事業所等に広く共有され、子どもにとっても大人にとっても魅力ある教育環境整備の一助となることを願います。

令和5年5月31日

川本町立学校のあり方検討委員会

委員長 作野 広和



## 目次

<b>1 川本町における学校と地域の現状と課題</b> .....	<b>1</b>
(1) 川本町の位置と地勢	
(2) 人口と高齢化の状況	
(3) 児童生徒数	
(4) 学校と地域とのかかわり	
(5) 学校施設	
<b>2 一貫性のある教育のあり方に関する基本的な考え方</b> .....	<b>5</b>
(1) 小中一貫教育の方向性	
(2) 保育所から高等学校まで一体的・系統的な教育活動	
①小学校・中学校の教育活動	
②安心して学べる学習環境	
③ALTとの連携	
④高校との連携	
(3) 地域全体で育む子どもの学びと育ち	
①地域と学校のつながり	
②世代間交流による人材育成	
③大人も学べる環境づくり	
(4) 家庭における学びと育ちのあり方	
①地域のかかわりによる家庭教育	
②地域拠点の整備	
(5) 持続可能な地域づくりと人づくり	
<b>3 学校と地域の連携のあり方</b> .....	<b>11</b>
(1) 学校運営協議会	
(2) 地域学校協働本部～「まちごとキャンパスネットかわもと」(仮)～	
(3) 学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進	
<b>4 求められる教育環境</b> .....	<b>14</b>
(1) 小中一貫教育の形態	
(2) 学校に求められる教育環境	
(3) 地域に求められる仕組み	
<b>5 実行体制の構築と実施手段</b> .....	<b>16</b>
(1) 実行体制	
(2) 実施手段	
(3) 評価手法	
<b>おわりに</b> .....	<b>18</b>
<b>参考資料</b> .....	<b>20</b>



# 1 川本町における学校と地域の現状と課題

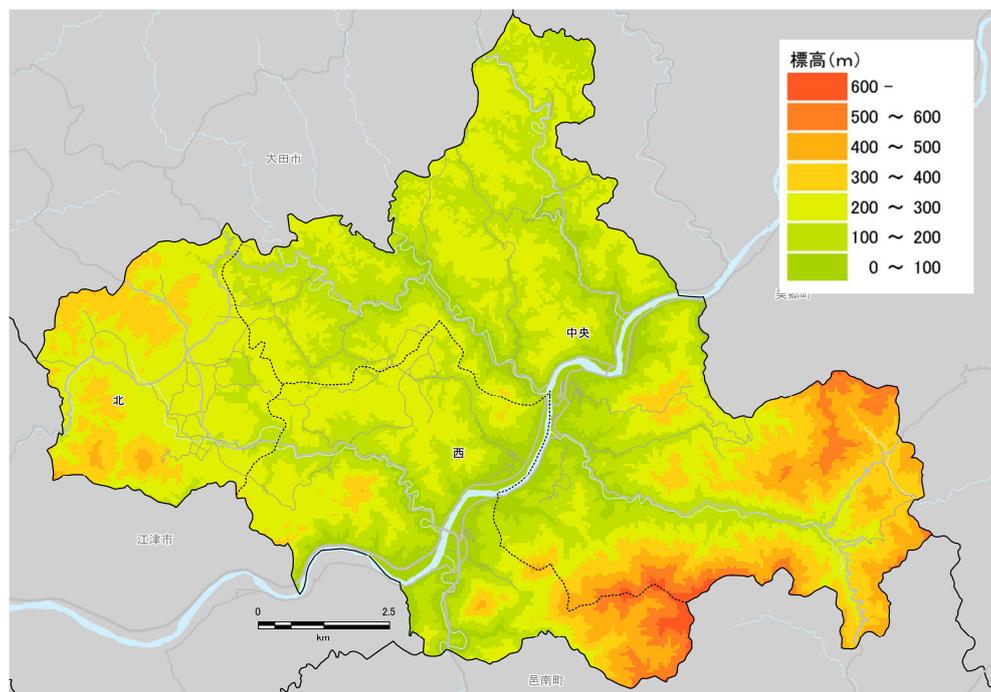
## (1)川本町の位置と地勢

川本町は島根県のほぼ中央の中山間地域に位置し、北は大田市、東は美郷町、西は江津市、南は邑南町に接しています（図表1）。

町域は東西 16.5 km、南北 13.5 km で総面積は 106.43k m<sup>2</sup> あり、面積の約 72% を山林が占めています。また、町のほぼ中央を江の川が横切り、この川の沿線に平地が細長く広がっています（図表2）。



図表1 川本町の位置(公民館エリア) 出典：川本町地域公共交通計画



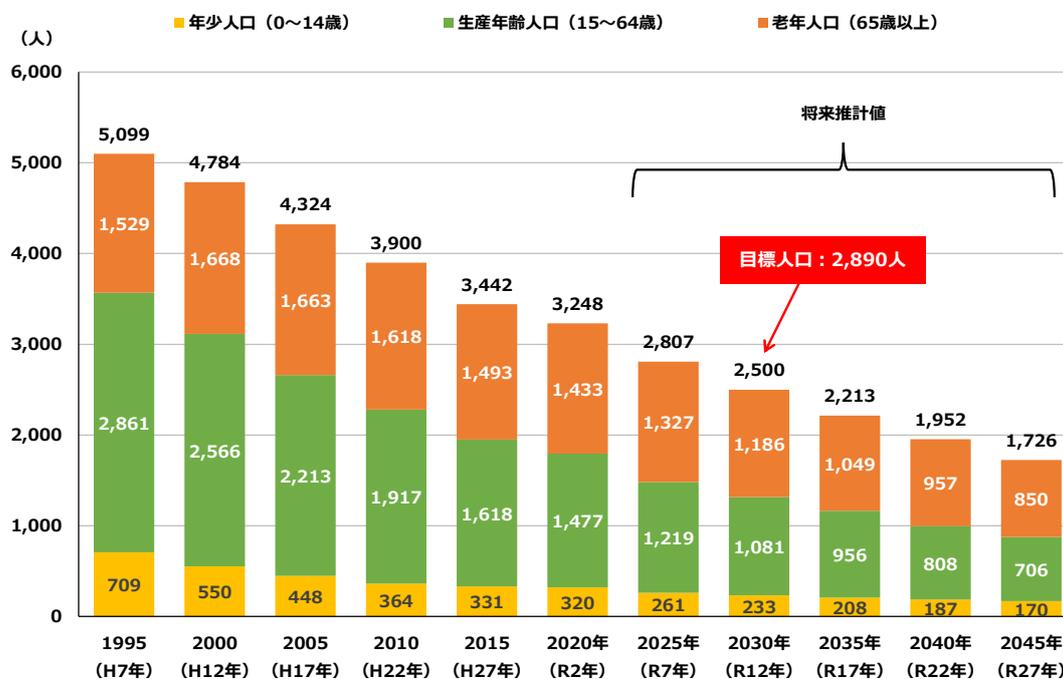
図表2 川本町の地勢 出典：川本町地域公共交通計画

## (2)人口と高齢化の状況

川本町の人口は 1995 年には 5,099 人でしたが、2020 年までの 25 年間で 1,851 人減少し、3,248 人となりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、さらに 25 年後の 2045

年には1,726人まで減少すると予想されています。町では、2030年の目標人口を2,890人に設定し、効果的な人口減少抑制策を講じることで転入超過を実現し、将来的には概ね現状程度の年少人口と生産年齢人口が維持されているまちを目指しています（図表3）。

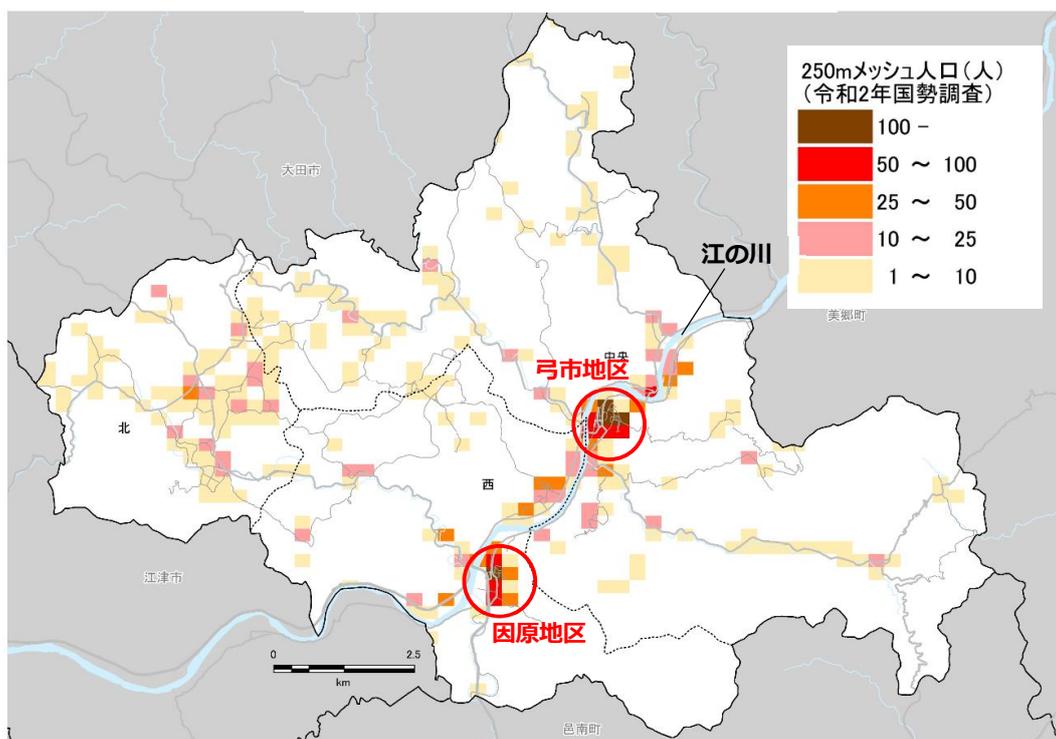
また、250mメッシュ人口をみると、町の人口は主に江の川沿線に集中しており、特に行政、金融機関等のある弓市地区と商業施設が集積する因原地区の人口が多くなっています（図表4）。



資料：H7年～R2年人口は国勢調査、R7年～R27年の推計人口は国立社会保障・人口問題研究所（H30年推計）

出典：川本町地域公共交通計画

図表3 人口の推移と将来人口の見通し川本町の位置



図表4 人口の分布(令和2年国勢調査)

出典：川本町地域公共交通計画

### (3)児童生徒数

平成24年4月、川本町で育つ全ての子ども達が、自立の力と相互融和の心で共に生き、ふるさと川本に自信と誇りをもった豊かな心で逞しく育つことを目標に、町内3つの小学校が統合し、現在の川本小学校が誕生しました。これにより、町立の小学校と中学校は1校ずつとなりましたが、1学年20人前後の規模で推移しており、小規模な学級集団が小学校から中学校までの9年間続きます（図表5、6）。

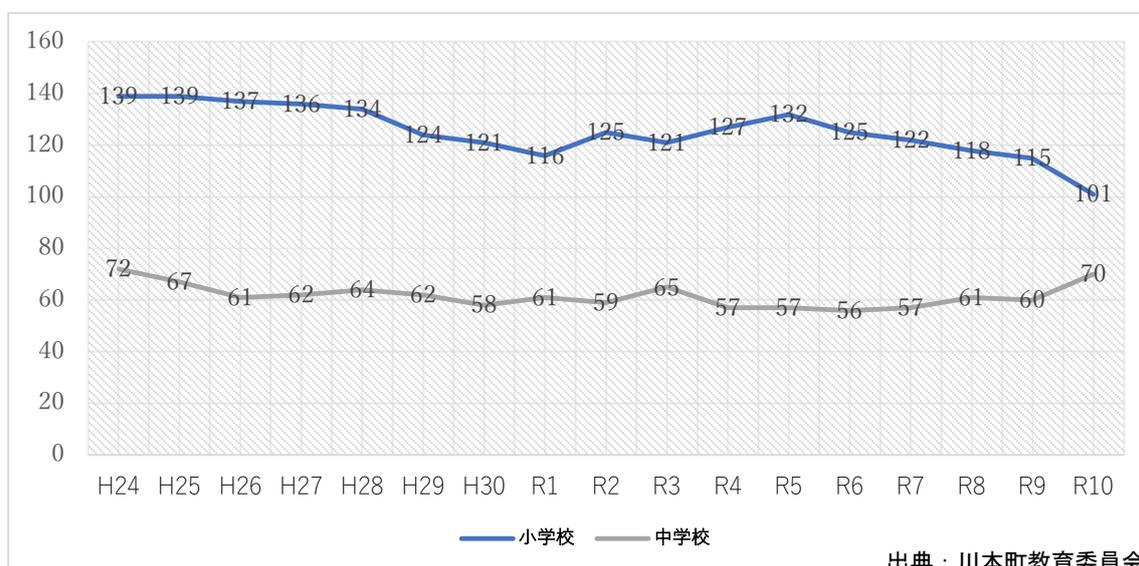
町内保育所の入所者数は110名程度の規模で推移してきましたが、令和4年度は88名でした。今後、保育所の入所者数は減少に転じる傾向にあり、令和10年度の小学校児童数は全校で101名、1学年15名前後となる見込みです。

図表5 児童生徒の推移

年度	川本小学校							川本中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
H24	24	23	27	20	22	23	139	19	27	26	72
H27	22	20	20	24	26	21	136	20	21	21	62
H30	22	16	17	23	18	25	121	23	17	25	65
R4	28	21	21	18	22	17	127	17	23	17	57
R7	15	15	22	28	21	21	122	18	22	17	57
R10	14	18	17	15	15	22	101	28	21	21	70

出典：川本町教育委員会

図表6 小中学校 児童生徒数の推移



出典：川本町教育委員会

### (4)学校と地域とのかかわり

川本町は、「ふるさとに学び、夢や志を抱き、ふるさとに貢献する」という目標を掲げ、ふるさとの未来と将来の自分について、「キャリア教育」の視点を踏まえた探究的・体験的な学びを実施しています。学校では、本町の特産品であるエゴマを栽培したり、地域講師を招いて体験

活動を行ったりするなど、町の自然、環境、歴史、伝統、文化、産業、生活に親しみ、地域の人材や資源を最大限に活用した「ふるさと教育」に取り組んでいます。ここ数年は新型コロナウイルス感染症拡大により、学校と地域とのかかわりがある体験活動が縮小されてきましたが、徐々に従前までに戻りつつあります。

また、子どもたちの放課後の学びを応援する「かわもと あそラボ」（以下「あそラボ」という。）の取組が活発化しています。この「あそラボ」では、中学生や県立島根中央高等学校（以下、「高校」という。）生が学校での学びやこれまでの経験を活かして、自分たちのやりたいことを地域の中で実践していく場になっています。大人はその活動に伴走する形でかかわりをもっており、課題解決に向け、子どもと地域の大人たちが活動を通して繋がることで、世代を超えた関わりの中でのキャリア形成と学びの場にもなっています。中学校や高校では、「あそラボ」の活動を理解し、生徒に対して積極的に参加を促しており、ここに学校教育と社会教育とのつながりが生まれています。

学校と地域とは充実した連携が図られている印象ですが、一層の学習効果を生むためには、学校のニーズと地域の思いをマッチングする仕組みを構築するなど、更なる工夫が必要とみられます。

## (5)学校施設

川本町の学校は、当時多く整備された鉄筋コンクリート造校舎の標準設計を踏まえ、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した構造となっています。こうした構造は、壁や窓等の断熱化や照明の省エネルギー化など、良好な温熱環境を確保することが困難といわれています。トイレについても、建設当時は和便器を設置していましたが、生活環境の変化により洋便器が普及していることから、段階的に衛生環境を改善し、現在の洋便器設置率は小学校 64.4%、中学校 63.6%となっています。

近年では、厳しい気象条件に対応した教育環境の確保のため、空調設備の整備を進めており、小中学校の普通教室及び体育館への設置率は 100%、特別教室は使用頻度を勘案しながら設置するなど、熱中症予防等の健康に配慮した対策がとられています。

また、校内の無線 LAN 整備、電子黒板等の大型提示装置設置、併せて、国の G I G A スクール構想に基づいた 1 人 1 台端末を実現し、I C T 機器を日常的に活用できる環境を整備しています。教科書やノートの大判化や副教材の活用が進むなか、教室机の面積が足りず、タブレット端末や教材等を自由に広げることができない状況が発生し、天板を拡張する器具を取り付けて対応しています。しかし、教室のスペース自体が手狭となるなど、新たな課題も発生しています。

町内の学校施設は建設から 40 年以上が経過しており、求められる機能が多様化するなかで、維持管理に伴う費用が増加し続けています。こうした状況にあって、学校施設は将来的な改築、あるいは建替えを視野に入れた検討体制を整える時期を迎えています。

令和 3 年度に実施した「川本町立学校長寿命化のための調査」では、校舎棟と屋内運動場の耐用年数を 80 年とした場合における今後約 30 年間の修繕費は、累計で川本小学校 9 億 8,121 万円、川本中学校 15 億 3,510 万円の見込みとなっています。また、建替えに伴う費用は、川本小学校 15 億 8,158 万円、川本中学校 17 億 9,837 万円と見込まれています。

## 2 一貫性のある教育のあり方に関する基本的な考え方

### (1)小中一貫教育の方向性

川本町では、町内外で挑戦する人材の育成に向け、多様な経験に挑戦できる環境整備や地域を知り、地域で活動する機会の充実に取り組んできました。第2期川本町教育振興計画においても、「ふるさとを愛し 未来に羽ばたく 心豊かな人づくり」を目指す基本理念に掲げ、就学前から高等学校卒業まで、一体的・系統的な教育活動を実現することを検討しています。

小中学校においては、それぞれの教育目標を掲げながら、必要に応じて各校の連携を図っています。子どもたちには、学ぶ楽しさや学びへの挑戦の意味を体得させ、生涯にわたって学び続ける意欲を維持する基盤を作ることが重要で、そのためには、川本町での義務教育9年間を通じて一体的・系統的な教育活動を進める、小中一貫教育を推進していく必要があります。

なお、小中一貫教育の意義としては、次のことが挙げられます。

- ①9年間一貫した系統的、継続的な学習指導や生徒指導を展開
- ②長期展望の中で、子どもの発達や興味・関心に応じた指導を展開
- ③多様な教育活動や地域とともに進める教育活動を通して、人間性や社会性を育成
- ④今日的な課題に対応できるよう指導内容を充実し、自らの生き方を拓く資質を育成
- ⑤教職員の連携を深め、学校間の指導の段差の解消
- ⑥幅広い年齢の子どもたちが交流する場を設定
- ⑦地域連携が深まり、学校・家庭・地域社会が一体となった教育活動を展開
- ⑧子どもたちの多様性、発達段階に配慮した、個に応じた協働活動

小中一貫教育にはいくつかの形態があります（「4 求められる教育環境（1）小中一貫教育の形態」参照）。小中一貫教育を検討していくうえで、川本町の実情と比較するために、県内に設置されている義務教育学校、および併設型小学校・中学校の状況を整理しました。（図表7）。

図表7 県内の小中一貫教育の形態

教育制度	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
県内設置校例	松江市立義務教育学校 玉湯学園	飯南町立頓原小学校、頓原中学校
設置形態	施設一体型	併設型（小学校、中学校が隣接）
修業年限	9年間（4・3・2年制など）	小学校6年、中学校3年
組織・運営	校長1名、1つの教職員組織	小学校 校長1名、1つの教職員組織 中学校 校長1名、1つの教職員組織
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>	
取組例	<ul style="list-style-type: none"> <li>9年間を通じたカリキュラムの実施</li> <li>異年齢交流の充実</li> <li>卒業式は9年間で1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9年間系統性をもったカリキュラムの実施</li> <li>教職員間の連携、異年齢交流</li> <li>小中合同の活動</li> </ul>

作成：川本町立学校のあり方検討委員会

義務教育学校では、異年齢交流による交流の拡大や、義務教育9年間を通じたカリキュラムの実施などに特長がある一方で、小学校から中学校への節目の大切さを求める意見や、小学校高学年で経験するはずのリーダー体験ができないことによる成長機会の損失の可能性など、現

状との違いに対する不安や戸惑いが想定されます。義務教育学校を設置することで近隣地域との差別化が図られますし、将来的にこのような形態を目指していく可能性は否定されないものの、現段階では極めて慎重な検討が必要と考えられます。

一方、併設型小学校・中学校では、小学校と中学校の独立した設置形態を生かしながら、教育課程に9年間の系統性をもたせる、それぞれの立場を尊重しながら教職員間の連携ができるなどの特長がある中で、小中一貫教育のあり方に関する町としてのビジョンを明確にしていくことが最も重要であると考えられます。

このような状況から、川本町立学校においては、小学校と中学校のそれぞれの枠組みの中で、9年間の連続性・一貫性を意識した教育目標を掲げ、児童生徒の交流や教職員の情報共有・連携等を図りながら教育活動が推進できる環境にあることが望ましいと考えます。

また、小中一貫した教育活動を意識しながら取り組んでいくためには、次の(2)～(5)の視点により推進していく必要があります。

## (2)保育所から高等学校まで一体的・系統的な教育活動

### ①小学校・中学校の教育活動

小中学校においては、社会に開かれた教育課程実現のために、地域と学校との関係性を高め、児童生徒の生きる力の向上や地域課題の解決に向けた取り組みなどの教育活動を実施しています。しかし、小学校と中学校の教育活動の連携は、必要に応じてとられているのが実情であり、小中一貫した教育活動を推進していくためには、町内にある多様な資源を教材とする一貫したカリキュラムが必要となります。高校においては、まち全体を学習の場と捉える「まちごとキャンパス学習」を実践しています。川本町の特徴を活かすためには、小中学校の教育活動と保育所や高校の活動との連携を図り、高校の事例を参考に、幼少期から高校まで地域全体をキャンパスと捉えた地域連携の体制を構築することです。そしてそこに、教育関係機関だけでなく、地域、家庭、行政、各種団体等が参画することが重要です。

保育所、小学校、中学校、高校の連携には、教員や保育士の力量を高めていくことが必要です。そのためには管理職だけでなく、担当者が積極的に情報交換を実施し、地域等との教育活動を協働して実施する必要があります。また、児童生徒、教員、保育士、地域など、様々なかわりによる教育活動や、大学等との連携を図りながら特色ある教育環境づくりによる魅力化を図ることによって、地域人材の育成や新たな地域の魅力を発掘することが期待できます。

#### ➤ 具体的な取組の提案

- ・川本町全体をキャンパスとした「まちごとキャンパス」の構築
- ・地域連携を伴う一貫したカリキュラムの構築

### ②安心して学べる学習環境

平成24年度に小学校3校が統合して小学校と中学校が1校ずつとなり、小規模な学級集団が9年間続くこととなりました。こうした小規模な学級集団においては、人間関係の固定化や競争力不足などのデメリットもあると言われていたことから、川本町では、よりよい学級集団づくりに向けた取組が一層重要であると捉え、平成24年度から町の教育の柱として「学び合い学習」に取り組んできました。「学び合い学習」は、誰もが安心して学ぶことができる関係づくりの基盤として、自らの考えや集団の考えを対話の中で発展させながら、より深く相互に学び合い、学力の定着を目指す取組です。10年が経過し、今後はこの取組を「よりよい学級集団づくり」から、「学習集団づくり」に発展させていくことが重要であると捉えています。そのためには、小中学校に学習支援員や生活支援員等を配置するなど、児童生徒が安心して過ごせる教

育環境を整備し、児童生徒に寄り添った複数の学習支援体制を維持することが必要です。

➤ **具体的な取組の提案**

- ・「学び合い学習」による学習集団づくりの充実
- ・支援員の配置による複数体制での学習活動支援継続

### ③ALTとの連携

川本町には私立保育所、町立小学校と中学校、高校が設置されており、それぞれに設置者が異なる状況にあります。設置者が異なる教育機関が連携していくことは、一般的に多くの課題や困難を伴いますが、川本町の規模とこれまでの関係性からみると、比較的取り組みやすいと思われる。子どもの多様な個性や可能性に合わせた育ちの支援を前提として、川本ならではの特徴を活かすため、まずは保育所、小学校、中学校、高校が育みたい子ども像の共有を図ることが必要です。

その手法の一つとして、小学校、中学校、高校の3校に配置されているALT（外国語指導助手）との連携による外国語教育の充実があげられます。小中学校それぞれにALTを配置しているのは川本町の魅力です。さらに高校に配置されているALTとも、他の自治体に比べると連携しやすいと思われます。こうした環境を活かし、子どもの成長段階での求める姿を共有するなど、町内のALT同士が連携・協働できる環境を整えるとともに、ALTの積極的な地域体験活動への参加やICT環境を活用した母国との交流など、多文化共生の意識が地域全体に波及するような活動を推進する必要があります。

➤ **具体的な取組の提案**

- ・外国語教育カリキュラムの策定及び推進
- ・保小中高連携によるALTの積極的な活用
- ・ALTと地域人材を活用した地域体験、交流の実施
- ・英語検定助成の実施
- ・公民館活動等を活用した多文化共生の取組

### ④高校との連携

また、町内に高校が存在することのメリットを十分に活かし、高校とのかかわりを深めていくために、学校・家庭・地域・行政などの関係者が一体となって、恒常的にカリキュラムの検討及び具体化を進めるなど、魅力ある教育環境づくりを推進することが必要です。併せて、中学校・高校の部活動地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の検討を進める中で、部活動指導員の地域人材確保・育成、中高一貫の指導体制の構築など、国、島根県の動向を注視しながら、部活動地域移行による一貫した体制づくりを検討していく必要があります。

➤ **具体的な取組の提案**

- ・地域と民間企業などと協働した授業の実施
- ・地域の特性を活かした「まちごとキャンパス学習」の充実
- ・部活動指導者の地域移行体制の検討

## (3)地域全体で育む子どもの学びと育ち

### ①地域と学校のつながり

小中学校が1校ずつである川本町においては、町全体で子どもを育ていく姿勢が大切です。しかしながら、小学校の統合以来、それまで旧小学校区ごとに構築されていた地域と学校との関係性が薄まり、地域住民と子どもとのかかわりも希薄になりつつあります。町に設置されて

いる青少年育成町民会議には多くの団体や公的機関が参加し、毎月のあいさつ運動を展開するなどの活動に取り組んでいます。地域の大人としての一般的なかかわりは限定的で、住民の学校教育への興味関心は、必ずしも高いとは言えない状況と思われまます。

一方、「ふるさとに学び、夢や志を抱き、ふるさとに貢献する」という基本目標のもと、小中学校では地域の人材や資源を最大限に活用した「ふるさと教育」に取り組み、教育課程内外での体験活動において、地域の大人と関わる機会を創出しています。この取組は義務教育段階だけでなく、就学前から高校までが連携し、さらには大人も巻き込んだ一貫性のあるものにしていく必要があります。保育所や学校は、地域の支援体制に対して充実感を得ており、今後も地域とのつながりを大切にしたいと考えていますが、さらに一歩進めるためには、育てたい子どもの姿や目標を地域と学校とが共有しなければなりません。そのためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割を果たす存在が必要であり、その上で、保小中高の連携体制の構築と、地域講師の確保・育成や地域教材の開発が求められます。

➤ **具体的な提案**

- ・「まちごとキャンパスマネージャー」（仮）（＝地域学校協働活動推進員）の配置
- ・地域の人材確保、教材作成、課題解決をテーマとした活動の実施
- ・「教育創生コンソーシアム島根中央」との連携

## ②世代間交流による人材育成

ふるさとを愛し、人とのつながりを大切にしながら、持続可能な地域づくりに貢献できる人材を育成するためには、多様な人々との交流や対話など、地域の中で学ぶ機会を創出することが効果的です。そのためには、幅広い地域住民や保護者の参画により、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進する必要があります。こうした仕組みによって、日常生活では出会えない、ロールモデルとなる大人と出会い、子どもたちが地域課題について主体的に考えられるきっかけとなることが期待されます。また、大人に限らず、小学生にとっての高校生や中学生にとっての大学生など、少し先の自分を思い描けるような人物との対話によって、新たな気づきや目標をもてるよう、世代間交流の活発化が望まれます。

➤ **具体的な提案**

- ・多世代対話活動の充実
- ・川本町全体をキャンパスとした「まちごとキャンパス」の構築（再掲）

## ③大人も学べる環境づくり

こうした世代間交流や対話の場では、子どもとのかかわりの中で大人も新たな気づきを得たり、自分自身が地域の担い手であることの自覚が促されたりすることが期待されます。地域では、子どもたちの成長を軸に学校と連携・協働し、学び合うことにより、住民一人ひとりの活躍の場を創出し、結果的にそれが地域に活力を生み出すことにつながります。

子どもも大人も学びあい、育ちあう町として、地域総がかりで子どもにかかわっていく機運の醸成と、大人の学び場であるコミュニティ形成の支援が必要です。

➤ **具体的な提案**

- ・大人の学びを実現するための拠点づくり
- ・公民館活動や身近な集いの場をきっかけとするネットワーク構築

## (4)家庭における学びと育ちのあり方

### ①地域のかかわりによる家庭教育

基本的な生活習慣や人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理感などを子どもが身につける上で、家庭は重要な役割を担っています。しかしながら、近年の核家族化や住民ニーズの多様化などにより、地縁的つながりの中で子育ての知恵を得る機会が乏しくなったことや、個人重視の風潮、マスメディアの影響等による人々の価値観の変化にともない、家庭教育に関する考え方に変化が生じてきたといわれています。そうした中で、日常生活におけるしつけなど、本来、家庭教育の役割であると考えられるものまで学校や保育所にゆだねようとする傾向があるなど、家庭教育力の低下が指摘されています。

一方で、共働き世帯の増加や勤務形態の多様化等により、子どもとのかかわりが思うようにならないジレンマを抱える家庭もあることにも着目する必要があります。地域においては、地域の子どもは地域が育てるという意識をもち、保護者を支え、子どもの育ちを見守ることが必要です。そのために、保護者と一緒になって親のあり方や子どもとの接し方を考える機会の創出や、つながりの場をつくる取組は大切です。また、子どもたちは様々な体験活動を通じて自然や文化に触れ、異世代との交流によって多様な価値観を学びます。同様に、保護者も地域の様々な行事等に参加し、それらを通じて得た経験や、人々とのつながりを家庭教育に生かしていくことも重要と考えられます。そのために行政は、地域と連携し、親子で様々な共同体験や交流活動を行う機会の創出に努める必要があります。そして、そうした活動をきっかけに保護者や地域を交えての子育てネットワークの構築も期待されます。

➤ **具体的な取組の提案**

- ・地域資源を活かした親子体験プログラム【K-POP事業】の充実
- ・「親学」の活用による学習機会の提供

## ②地域拠点の整備

保護者の多くは放課後や休日の子どもの過ごし方に不安を抱えています。多くが利用する子育てサポートセンターの放課後居場所事業は、子どもたちが安全に過ごすための見守りを目的に設置されていますが、保護者のニーズが多様化する中、今後のあり方を検討することも必要になっています。子どもたちが地域の中で信頼できる大人とのかかわりを通して心豊かに生きる力を身につけるためには、公設の子育てサポートセンターだけでなく、地域の拠点を活用した子どもの見守り体制の構築や、放課後を活用した子ども教室の充実を図っていくことが求められます。

➤ **具体的な取組の提案**

- ・地域拠点を活用した放課後の居場所づくり支援
- ・放課後子ども教室の充実

## (5)持続可能な地域づくりと人づくり

川本町の人口は自然減により今後も減少傾向が続く見込みですが、子育て世代の移住や寮生活をする高校生の増加などの要因により、比較的若年層の減少は緩やかです。

こうした中で、中学生と高校生を中心とした「あそラボ」の活動が徐々に定着し、地域行事への参加や大学生インターンの受け入れなどを通じて地域の活性化にもつながっている状況は、今後の地域づくりにおいて好材料と考えられます。特に、大学生インターンの受け入れについては、「あそラボ」を中心とした地域活動を通して、住民と交流しながら地域課題への理解の深まりと川本町への愛着が生まれます。そしてさらにインターン終了後も継続して町に関わり続ける事のできる仕組みを確立することができれば、関係人口拡大と地域の担い手候補の育成として有効な取組です。

また、高校は、全体の3分の1以上が県外から親元を離れて生活している生徒です。こうした生徒が、在学中にどのように地域とかかわりをもつかということが、卒業後に町との関係を維持できるかどうかのポイントであり、町が積極的に取り組むべき課題と思われます。「あそラボ」では、子どもたちの主体的な取組を大人が支援するだけでなく、大学生が高校生を支え、高校生が中学生を、中学生が小学生を、という異世代の交流が自然と生まれています。こうした経験を重ね、地域に信頼できる相手や居場所があるという実感をもつことで、持続可能な人材育成の好循環が生まれます。

こうした活動を継続していくためには、個人の力に頼るのではなく、組織的な支援が必要です。そのためには、あくまでも活動の主体は地域にあることを念頭に、住民の地域活動を支援し、一人ひとりの活躍の場を創出する役割を担う組織や団体が求められます。現在、川本町にはそうした組織がありませんので、これを構築することを目標に掲げ、緩やかなネットワークづくりと人材育成の取組を進めていく必要があります。

➤ **具体的な取組の提案**

- ・ 学校での学びと地域での実践を循環させる仕組みづくり
- ・ 大学生インターンの受け入れ態勢整備による関係人口の拡大
- ・ 中間支援を担う組織や団体の育成

### 3 学校と地域の連携のあり方

#### (1) 学校運営協議会

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営協議会では、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、次の 3 つがあります。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

川本町においても、「地域とともにある学校」への転換を図っていくために有効な仕組みである「学校運営協議会（コミュニティスクール）」を早期に設置し、地域学校協働活動推進員と連携を図ることによって、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

「学校運営協議会（コミュニティスクール）」設置においては、小中一貫教育を推進していくためにも、既存の学校評価委員会組織を母体として、小学校、中学校、地域活動団体などで組織する実働的な町立学校運営協議会の形態が望ましいと考えます。

##### ➤ 具体的な取組の提案

- ・学校評価委員会組織を活用した学校運営協議会の設置

#### (2) 地域学校協働本部～「まちごとキャンパスネットかわもと」(仮)～

地域学校協働本部とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進する体制です。

地域学校協働活動は、社会教育法第 5 条第 2 項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されており、子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、地域の創生につながっていくことが期待されます。

- ・学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ・ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- ・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

また、地域学校協働本部の整備にあたっては、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提としたうえで、以下の 3 つの要素を必須とすることが重要です。

- ・コーディネート機能

- ・多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ・継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

川本町においては、教育課社会教育係が地域学校協働本部の事務局を担い、「学校を核とした地域づくり」の推進のために、地域と学校のつながりを深めています。今後は、町全体で学校を支える仕組みを定着させ、住民にとって一層身近な活動としていくために、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う「まちごとキャンパスマネージャー」（仮）（＝地域学校協働活動推進員）を中心とした連携・協働体制の構築と、地域人材の確保が急務となっています。

➤ 具体的な取組の提案

- ・地域学校協働本部「まちごとキャンパスネットかわもと」（仮）の運営
- ・「まちごとキャンパスマネージャー」（仮）（＝地域学校協働活動推進員）の配置（再掲）

図表8 川本町版 【町立学校運営協議会】と【地域学校協働本部】



作成：川本町立学校のあり方検討委員会

### (3) 学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進

学校教育は、地域資源の活用と多くの人々とかかわりの中で、社会に開かれた教育課程の実現を目指しています。本町には豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業があり、地域の大人は子ども達を温かく支え、育てようとする中で、統合前の旧小学校があった地域では、より一層子ども達を地域に迎え入れ、積極的に関わっていく姿が見られます。また、社会教育活動の場面においては、町内全域をステージとした活動ができるような事業展開を計画しています。

しかしながら、地域と学校がより効果的にかかわり合う仕組みづくりは進んでいないため、それぞれが点として存在している状況です。この点と点が繋がるようコーディネートし、線から面となって地域全体で子ども支えていくために、地域ぐるみで教育環境の構築を進めるため

の体制整備が必要です。

地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うためには、「学校運営協議会」による学校運営と「地域学校協働本部」による地域協働活動の一体的な推進が求められます。学校運営と地域学校協働活動を一体的に推進することは、保育所、小学校、中学校、高校の連携を図るためにも重要な取組です。

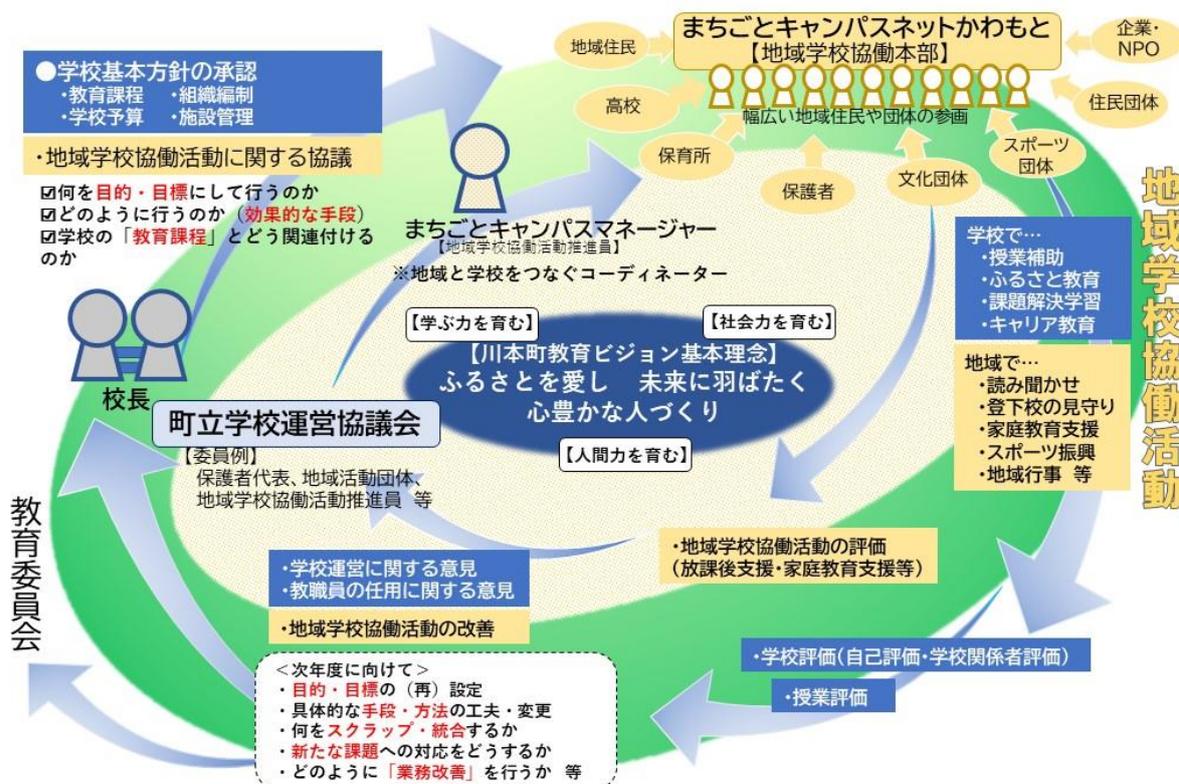
川本町では、現在、緩やかなネットワークで活動する住民団体等があります。たとえば、こうしたネットワークに保育所、高校が参画し、これを「地域学校協働本部」に位置付けていくという方法も考えられます。

学校と地域が一体となって取り組んでいくためのキーマンは地域学校協働活動推進員「まちごとキャンパスマネージャー」(仮)です。早期に配置し、町立の「学校運営協議会」に参画していくことで、より一層の連携が図られます。また、町立の学校運営協議会とのかかわりだけでなく、高校が組織する「教育創生コンソーシアム島根中央」のコンソーシアム運営マネージャーと連携を図るなどして、町全体をキャンパスととらえた教育活動を進めるための密接な関係づくりが必要になります。

➤ 具体的な取組の提案

- ・「まちごとキャンパスマネージャー」(仮)を核とした学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組の実施
- ・「教育創生コンソーシアム島根中央」との連携(再掲)

図表9 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進



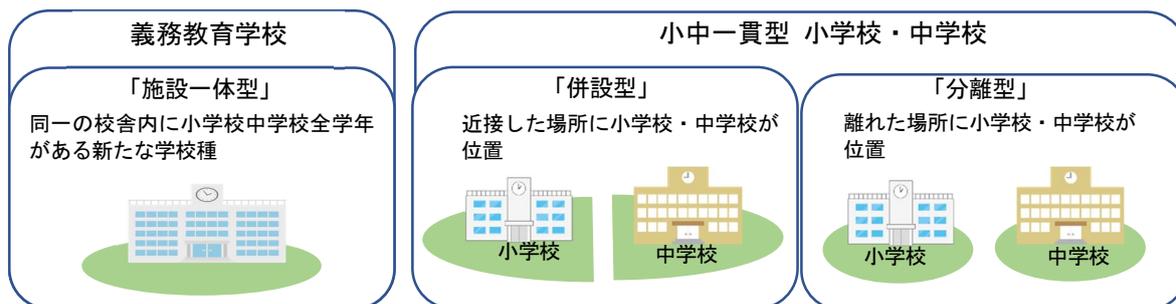
作成：川本町立学校のあり方検討委員会

## 4 求められる教育環境

### (1)小中一貫教育の形態

「2 一貫性のある教育のあり方に関する基本的な考え方」において、小中一貫教育の方向性を提案しました。この小中一貫教育を推進していくための学校の形態について、以下とおり整理しました。

図表 10 小中一貫教育の形



作成：川本町立学校のあり方検討委員会

図表 11 小中一貫教育の形態と特徴

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
設置形態	施設一体型	併設型	分離型
修業年限	9年間	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	校長1名、1つの教職員組織	小学校 校長1名、1つの教職員組織 中学校 校長1名、1つの教職員組織	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>		

作成：川本町立学校のあり方検討委員会

現在の小学校、中学校は単独の学校施設であり、図表9を参考にすると分離型となります。川本町が目標とする連続性・一貫性をもたせた小中一貫教育への移行にあたっては、小学校と中学校の学びの場の共有と、教職員の連携体制が構築しやすい、併設型の小中一貫型小学校・中学校が望ましいと考えます。また、将来的に教育関係機関が近接した形態となることが、一体的・系統的な教育活動を推進していくうえで重要であると考えます。

### (2)学校に求められる教育環境

本報告書の「1 川本町における学校と地域の現状と課題」において記述したとおり、川本町においては、国が推進するGIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末と構想大容量の通信ネットワークの整備を進め、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことがなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成

できる教育ICT環境の整備を進めています。また、「川本町立学校教育の情報化推進計画」に基づき、学校教育の情報化を進めるなかで、教員の操作スキルによる差をなくすため、教育ICT支援員を配置するなど、ソフト面の充実にも取り組んでいます。

一方で、国の「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について【最終報告】」においては、新しい時代の学びの実現に向けて、学校施設という実空間の価値を捉え直すとともに、学校施設において直面している課題を克服していく必要があるとされています。

令和の時代となった今、GIGAスクール構想による1人1台端末、校内ネットワークの拡充が進み、小学校における35人学級の計画的整備や、ポストコロナを見据えた「ニューノーマル」が求められる状況を背景として、多様な教育方法、学習活動を自由に展開するためには、施設環境にも大きな変革が必要です。

建設から40年以上が経過する川本町の学校施設においては、建築年数だけでなく、教育環境、生活様式の変化などを考慮すると、学校施設の建替えに向けて、直面している課題の洗い出しや、学校、保護者、関係者と連携し、新しい時代の学校施設のビジョンを検討していくことが必要と考えられます。

### (3)地域に求められる仕組み

「3 学校と地域の連携のあり方」において記述したとおり、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」を進めていくためには、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進が重要となります。そのために、「まちごとキャンパスマネージャー」(仮)(=地域学校協働活動推進員)を学校へ常駐させ、地域と学校のニーズのマッチングや、積極的な連携をコーディネートする必要があります。連携先は地域住民に限らず、保育所や高校、事業所や各種団体も想定されますので、各校のニーズに応じてきめ細かく対応できるよう、小中学校に1名ずつ推進員を配置することが理想的ですが、学校と地域の理解を深めながら、段階的な増員を計画することも考えられます。配置後は、高校に常駐する魅力化コーディネーターとの連携体制を構築し、活発な交流活動の中心としての活躍が期待されます。

また、町内に存在する地域資源の共有、公民館等の社会教育施設を活動の拠点とするなど、子どもと大人と一緒に活動することによって学んでいく仕組みづくりを進めることで、これまで点として存在している地域団体等の活動が線としてつながり、町内全域を学びの場とする「まちごとキャンパス」の実現に寄与します。

ハード面では、地域住民が学校を、学校が地域を容易に利用できるような雰囲気づくりも必要です。そのためには、学校に「地域学校連携センター」(仮)を設置し、地域住民の居場所や気軽に利用できる教室を整備するなど、学校施設のビジョンを地域と共有し、新しい学校づくりについての理解を深めていく必要があります。

## 5 実行体制の構築と実施手段

### (1) 実行体制

川本町での魅力ある教育環境を構築していくためには、行政だけでなく、学校・家庭・地域などの理解と協力が重要です。そのためには、川本町において「町立学校運営協議会」を早期に設置し、「まちごとキャンパスネットかわもと」(仮)(=地域学校協働本部)と車の両輪のような関係となって、一体的に推進していく体制の構築が必要と考えます。

「町立学校運営協議会」と「まちごとキャンパスネットかわもと」(仮)の関係者が目標やビジョンを共有し、幅広い地域関係者が参画することによって、当事者意識の高揚を図り、地域学校協働活動の充実や活性化につなげることが重要です。

### (2) 実施手段

#### ○アクションプランの策定

本報告書(答申)に示した内容を実現するために、実行計画を策定する必要があります。実行計画は、全体像を示すアクションプランを策定する必要があります。アクションプランは、報告内容を実現するための計画として、具体的な実行項目を整理し、実施内容、期間、方法、主体とともに、評価方法と改善方法も示していく必要があります。アクションプランの策定は、PDCAサイクルを確実に実施していくために必要不可欠であり、既存の組織を活用するなどして進捗確認を行うことが望まれます。

#### ○アクションプランを実行していくための環境づくり

アクションプランを確実に実行していくための環境整備として、人的資源の確保、拠点の設置、政策の一貫性と予算の確保などの対応が必要になります。人的資源の確保については、できるだけ多くの地域住民や、町内の事業所等がアクションプランの実行にかかわる仕組みを構築していく必要があります。拠点については、子どもの居場所や保育所、学校以外の学びの場や遊びの場を確保する必要があります。

アクションプランを実行していくためには、教育委員会と首長部局が一体となって政策として主体的に行動していく必要があります。その政策の裏付けとしての予算措置を行う必要があります。

#### ○保小中高一貫した教育活動に資するカリキュラムの構築とマネジメントの推進

町内唯一の高校は、川本町が実施する教育活動に対して、連携してくれる学校として位置づけられます。保小中高一貫した教育活動を実施していくための具体的なカリキュラム構築には、それぞれの立場で率直に意見交換できるような検討の場を教育委員会が先導して用意するとともに、全体のコミュニケーションと情報共有を図る必要があります。また、検討されたカリキュラムが具体的に展開され、児童生徒に対する学びとなっているかについて絶えずチェックする必要があります。

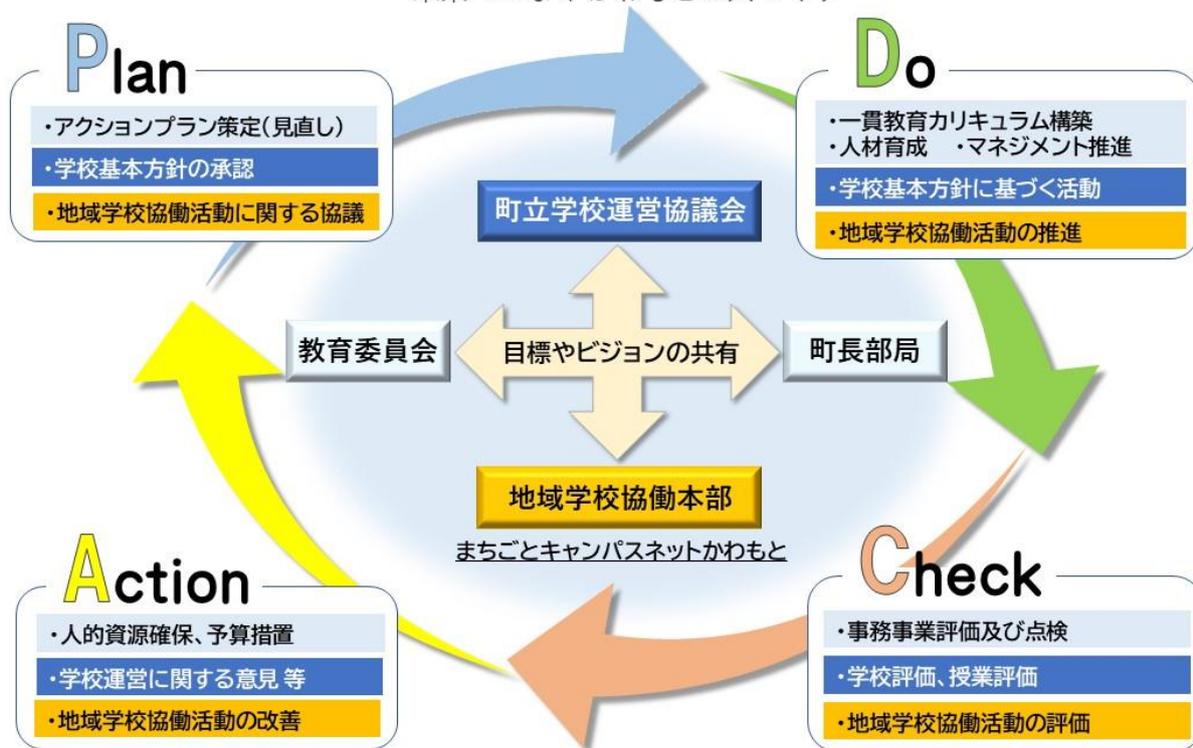
#### ○人材育成と人材配置

本報告書における提案事項を実現していくためには、具体的なスキルやノウハウを有した人材を育成する必要があります。ただし、人材育成には時間を要するため、必要な人材は全国から公募するなどして、集めていくことも必要です。

### (3)評価手法

「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体的な推進において、地域と学校が子どもたちの学びの充実のために、協議し、協働し、活動後の評価をして、また次の取組につなげていくというPDCAサイクルを回していくことが重要です。そしてそのためには、校長の強いリーダーシップが求められます。また、「町立学校運営協議会」と「まちごとキャンパスネットワークかわもと」(仮)が共通の目標を設定し、組織的・継続的な体制づくりを行うことで、それぞれがもつ力を効果的に発揮することや、保育所、高校との連携の促進につながることが期待できます。

図表12 魅力ある教育環境構築のための活動評価サイクル  
～未来へつなぐかわもとの人づくり～



作成：川本町立学校のあり方検討委員会

## おわりに

---

### 残された課題の解決に向けて

検討委員会においては、小中一貫教育、外国語教育、地域とのつながりなど、委員の経験や見識に基づく様々な意見・提案がありました。こうした意見等を踏まえてまとめた本報告書では、具体的な取組の提案をしています。ここに示した内容を実行していくためには、次の課題を整理する必要があります。

- ・第6次川本町総合計画（計画期間：令和3～12年度）に基づいた事業計画
- ・第6次川本町総合計画を踏まえた第2期川本町教育振興計画（令和3～7年度）の検証と第3期計画の策定（計画予定期間：令和8～12年度）
- ・学校施設整備に関する具体的な検討体制の構築
- ・社会教育における人づくりのあり方を整理（社会教育推進計画の策定）
- ・外部人材、出身者、地域みらい留学（高校卒業生）の効果的な活用
- ・町内施設の有効活用
- ・国や県の事業などによる財源の確保

検討期間中に実施した講演会や意見交換会等の活動では、参加者も限られ、残念ながら教育に対する地域の関心を高めることにつながらなかったように思われます。

川本町の未来に向け、魅力ある教育を実現していくためには、学校・家庭・地域・事業所等と、行政機関である首長部局と教育委員会も連携し、将来像を共有しなければなりません。そのためには、地域住民に情報を公開しながら、学校施設に関する検討を次の段階に進めるとともに、連携体制の整備など着手可能なことについては、今後5年間を目標に集中的に取り組んでいく必要があると考えます。

本報告書に示した内容が実行され、川本町で育てたい、学びたい、働きたい、活動してみたいと感じられる学校づくり、地域づくりに寄与し、教育環境の整備及び充実に役立つことを期待しています。

## 参考文献

- ・川本町（令和3年）「第6次川本町総合計画」
- ・川本町教育委員会（令和3年）「第2期川本町教育振興計画」
- ・川本町教育委員会（令和3年）「川本町立学校長寿命化のための調査業務報告書」
- ・川本町（令和5年）「川本町地域公共交通計画」
- ・文部科学省（平成28年）「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」
- ・文部科学省（令和元年改訂版）「コミュニティスクールのつくり方（学校運営協議会設置の手引き）」
- ・文部科学省（令和4年）「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について【最終報告】」
- ・文部科学省 「これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動」
- ・文部科学省 「学校と地域でつくる学びの未来」  
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>

## 参考資料

### ○川本町立学校 児童生徒の推移

(単位：人)

年度	川本小学校							川本中学校			
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	1年生	2年生	3年生	計
H24	24	23	27	20	22	23	139	19	27	26	72
H25	26	21	24	26	20	22	139	21	19	27	67
H26	20	26	20	24	26	21	137	21	21	19	61
H27	22	20	26	20	23	25	136	20	21	21	62
H28	18	25	20	26	21	24	134	22	20	22	64
H29	17	19	24	19	25	20	124	20	22	20	62
H30	22	16	17	23	18	25	121	17	19	22	58
R1	20	21	16	18	23	18	116	25	17	19	61
R2	22	20	23	17	19	24	125	17	25	17	59
R3	23	22	20	22	17	17	121	23	17	25	65
R4	28	21	21	18	22	17	127	17	23	17	57
R5	22	28	21	21	18	22	132	17	17	23	57
R6	15	22	28	21	21	18	125	22	17	17	56
R7	15	15	22	28	21	21	122	18	22	17	57
R8	17	15	15	22	28	21	118	21	18	22	61
R9	18	17	15	15	22	28	115	21	21	18	60
R10	14	18	17	15	15	22	101	28	21	21	70

H24～R5 児童生徒は実数、R6～R10 児童生徒は推計

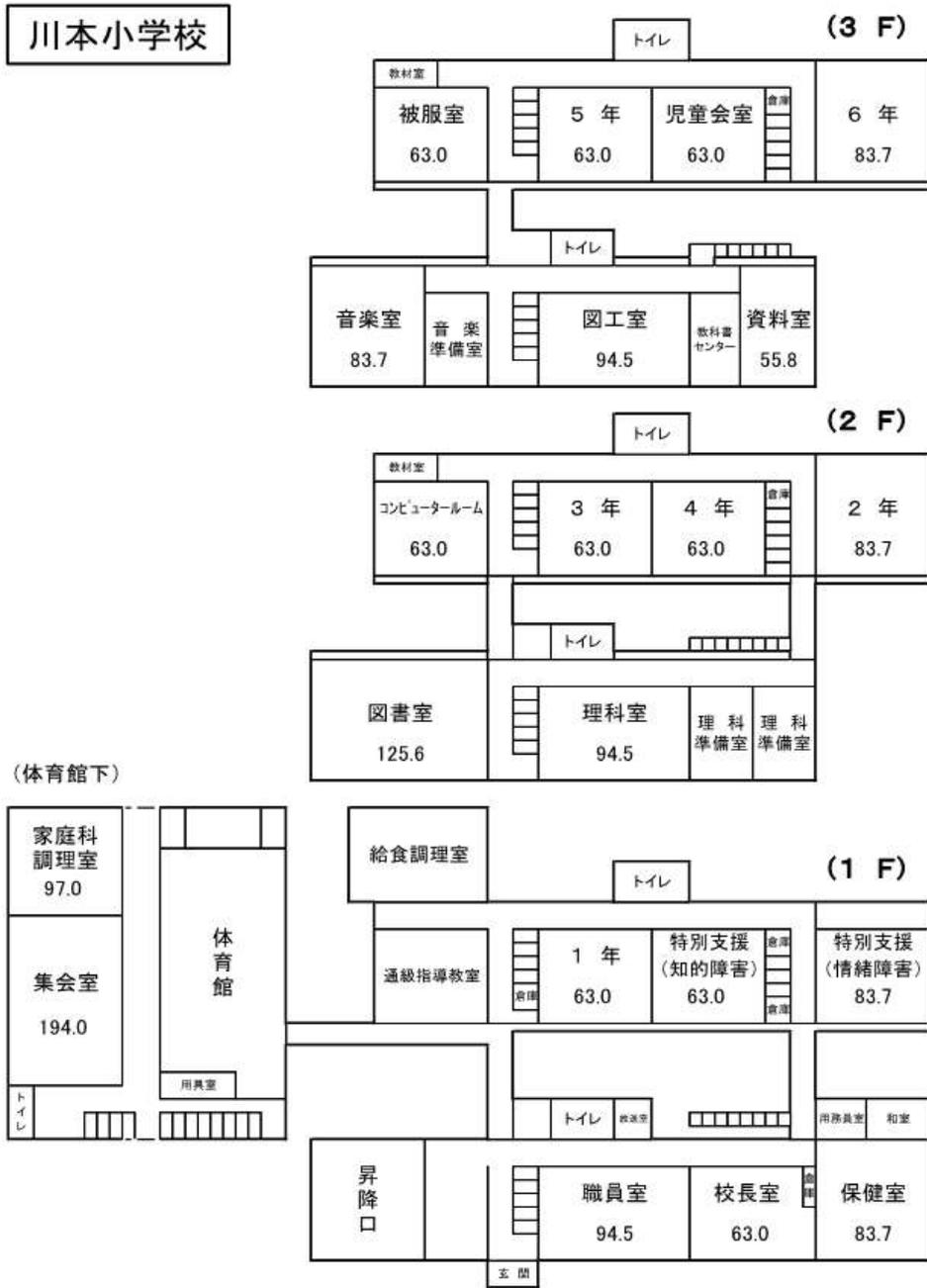
## ○小中学校の概要

	単位	川本小	川本中	
所在		川本 426	川下 1112	
校舎建築年・階層		S47 鉄筋 3 階	S52 鉄筋 4 階	
校舎延べ面積	m <sup>2</sup>	3,678	3,470	
普通教室等	室	8	5	
普通教室等 1 室面積	m <sup>2</sup>	63.0	63.0	
特別教室	室	9	10	
普通教室等総面積	m <sup>2</sup>	566	315	
特別教室総面積	m <sup>2</sup>	848	1,130	
職員室面積	m <sup>2</sup>	94.5	94.5	
保健室面積	m <sup>2</sup>	83.7	63.0	
校地面積 計	m <sup>2</sup>	12,856	47,467	
建物面積	m <sup>2</sup>	7,733	10,886	
運動場	m <sup>2</sup>	5,123	10,593	
実験実習地等	m <sup>2</sup>	—	25,988	
体育館建築年		S48	S54	
体育館面積	m <sup>2</sup>	800	1,380	
プール		無	無	
教員(校長・教頭・教諭)	人	13	13	
栄養教諭	人	1	0	
養護教諭	人	1	1	
事務職員	人	2	1	
学校支援職員	人	10	8	
I C T	児童生徒タブレット端末	台	140	80
	指導者タブレット端末	台	12	7
	電子黒板	台	14	11
	校務用パソコン	台	20	16

出典:川本町教育委員会

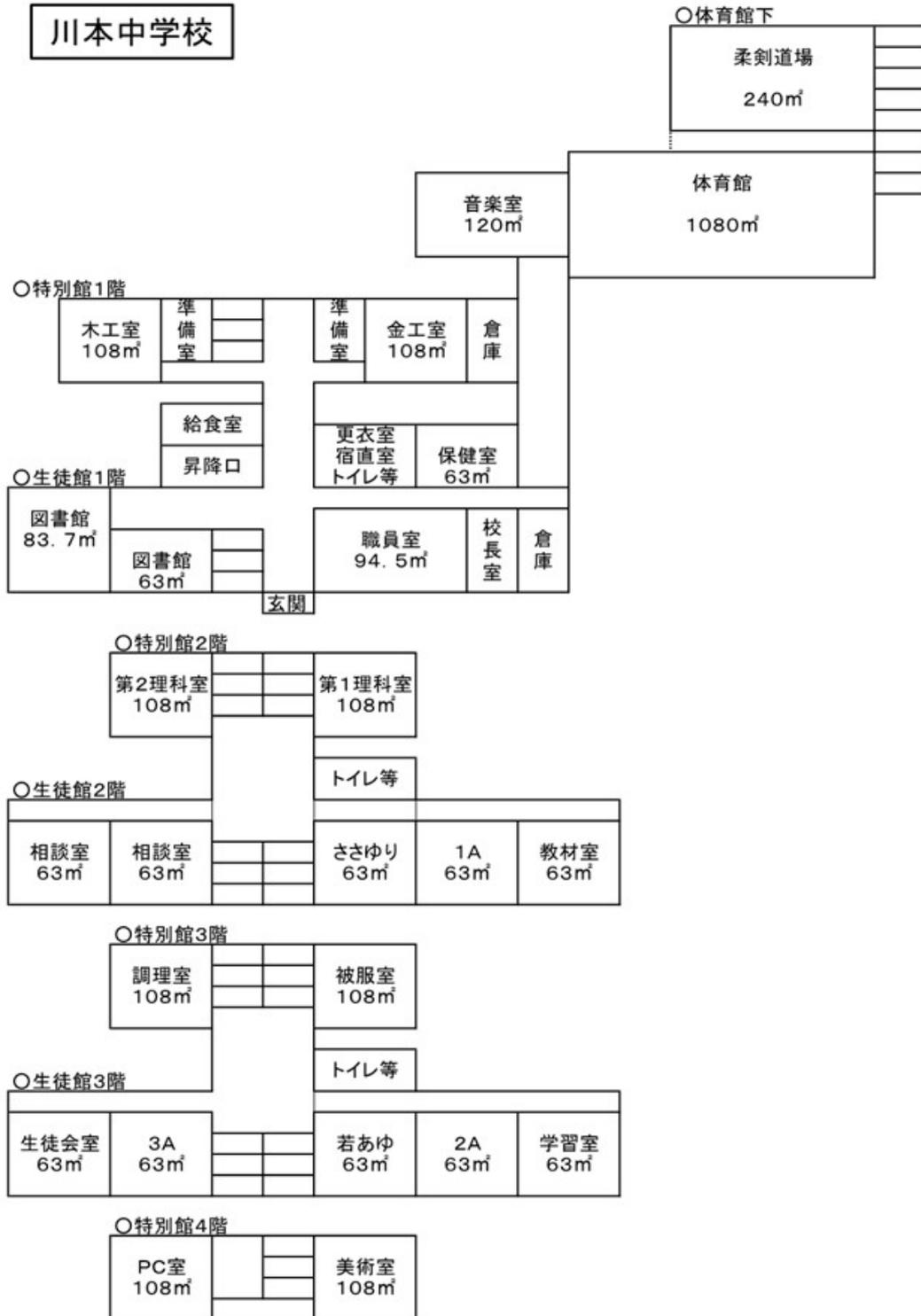
○教室配置図

教室配置図



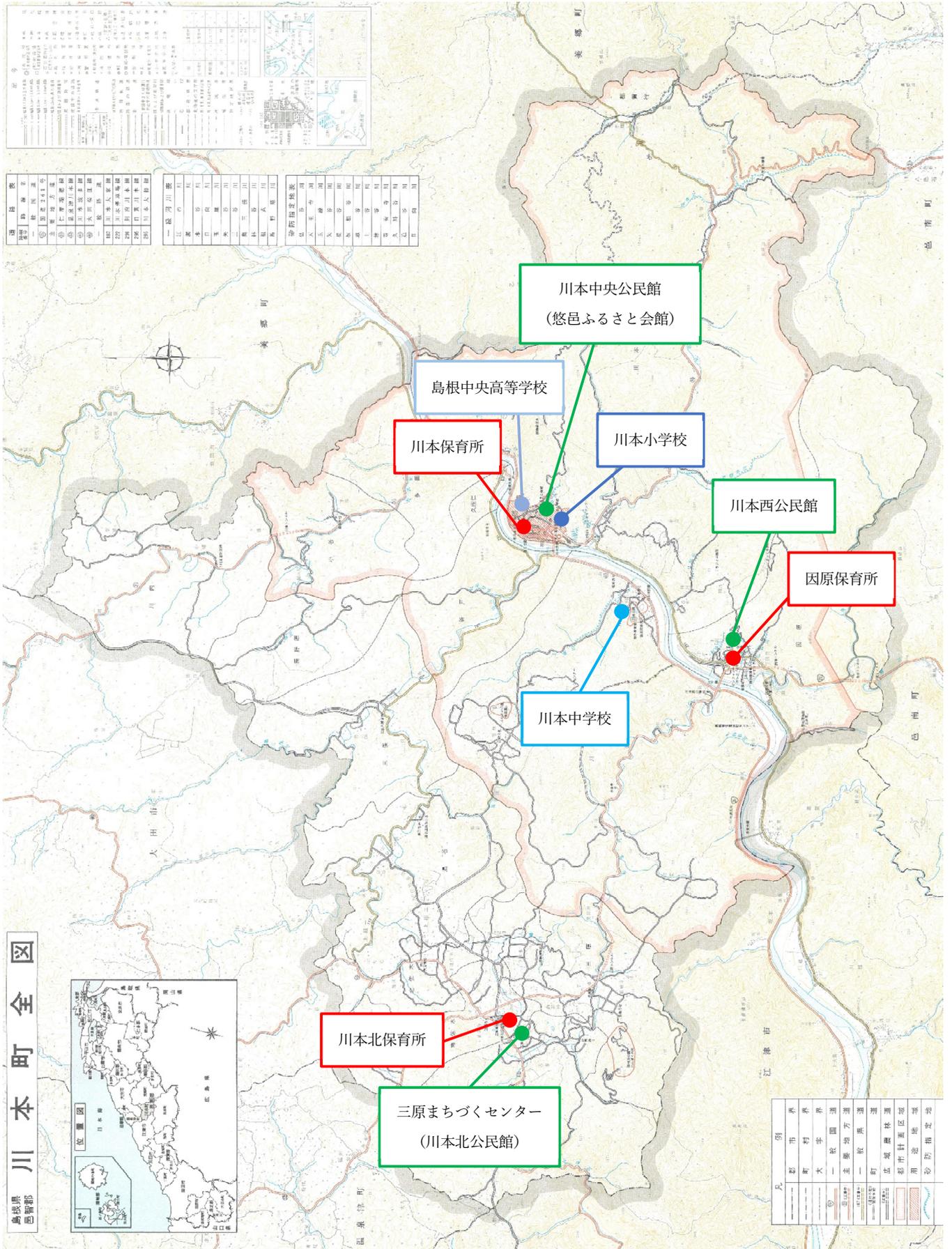
出典:川本町教育委員会

# 教室配置図



出典:川本町教育委員会

# ○川本町立学校関係機関 配置図



出典:川本町教育委員会

## ○川本町内保育所 園児の推移

(単位：人)

年度	年代	川本保育所	因原保育所	川本北保育所	合計
H28	0歳	14	4	0	18
	1・2歳	22	9	5	36
	3歳	13	5	1	19
	4歳以上	25	12	3	40
	合計	74	30	9	113
H29	0歳	7	5	2	14
	1・2歳	23	12	3	38
	3歳	12	5	2	19
	4歳以上	30	9	2	41
	合計	72	31	9	112
H30	0歳	11	0	1	12
	1・2歳	30	13	4	47
	3歳	14	3	4	21
	4歳以上	26	11	5	42
	合計	81	27	14	122
R1	0歳	7	3	4	14
	1・2歳	22	8	5	35
	3歳	20	8	1	29
	4歳以上	27	8	7	42
	合計	76	27	17	120
R2	0歳	8	3	3	14
	1・2歳	21	6	5	32
	3歳	10	6	5	21
	4歳以上	34	12	6	52
	合計	73	27	19	119
R3	0歳	5	7	1	13
	1・2歳	21	7	7	35
	3歳	14	2	1	17
	4歳以上	30	15	6	51
	合計	70	31	15	116
R4	0歳	2	3	1	6
	1・2歳	16	12	5	33
	3歳	7	4	3	14
	5歳以上	23	8	4	35
	合計	48	27	13	88

資料：H28～R4園児数は川本町健康福祉課提供

## ○島根県立島根中央高等学校 生徒の推移

(単位：人)

年度	出身地	1年生	2年生	3年生	合計
H28	島根県内	57	52	58	167
	内 邑智郡	30	31	25	86
	内 川本町	16	15	21	52
	島根県外	34	22	19	75
	合計	91	74	77	242
H29	島根県内	56	52	52	160
	内 邑智郡	38	26	31	95
	内 川本町	21	15	15	51
	島根県外	24	34	22	80
	合計	80	86	74	240
H30	島根県内	53	55	52	160
	内 邑智郡	26	37	26	89
	内 川本町	17	21	15	53
	島根県外	28	19	34	81
	合計	81	74	86	241
R1	島根県内	61	51	55	167
	内 邑智郡	30	26	37	93
	内 川本町	14	17	21	52
	島根県外	29	27	19	75
	合計	90	78	74	242
R2	島根県内	39	61	50	150
	内 邑智郡	25	30	26	81
	内 川本町	13	14	17	44
	島根県外	29	28	27	84
	合計	68	89	77	234
R3	島根県内	33	38	61	132
	内 邑智郡	19	25	30	74
	内 川本町	5	13	14	32
	島根県外	27	29	28	84
	合計	60	67	89	216
R4	島根県内	66	33	38	137
	内 邑智郡	36	19	25	80
	内 川本町	19	5	13	37
	島根県外	24	25	29	78
	合計	90	58	67	215

資料：H28～R4生徒数は島根中央高等学校学校要覧

## 川本町立学校のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 保育所3園、小学校、中学校、高等学校それぞれ1校が設置されている本町の特色を生かした魅力ある教育環境を整備するため、川本町立学校のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて調査及び検討を行い、教育委員会に答申する。

### (委員)

第3条 委員会は、委員9名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 川本小学校
- (2) 川本中学校
- (3) P T A代表
- (4) 有識者
- (5) 保育所代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 教育に関し高度な専門知識をもつ者を、定数外の専門委員として委嘱できるものとする。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する答申までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議の運営に当たり、部会を置くことができる。
- 5 委員会において必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

### (報酬)

第8条 委員会の委員が職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の支給額並びに支給方法は、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和54年3月15日条例第3号)第4条第2項及び第5条によるものとする。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は教育委員会が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 川本町立学校のあり方検討委員会委員名簿

任期：令和4年1月1日～令和5年5月31日

役職	氏名	所属・役職
委員長	作野 広和	島根大学学術研究院 教育学系教授
副委員長	豊島 睦子	子育てサポートサークル えっとね代表
委員	大地本 央仁 (～R4. 3. 31) 星野 明洋 (R4. 4. 1～)	川本町立川本小学校校長
委員	石田 和範	川本町立川本中学校校長
委員	板垣 悟史 (～R5. 3. 31) 宇山 秀希 (R5. 4. 1～)	島根県立島根中央高等学校
委員	飯田 夏樹	川本町PTA連合会元会長
委員	上坂 めぐみ	川本町保育研究会
委員	内藤 隆	一般財団法人 島根県建築住宅センター理事長
委員	濱崎 麻弥	地域おこし協力隊経験者

(順不同／敬称略)

川本町立学校のあり方検討委員会における審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
令和3年11月24日	川本町立学校のあり方検討委員会 設置
12月24日	【諮問】 ・川本町立学校のあり方について
令和4年3月7日	【第1回検討委員会】 ・諮問についての趣旨説明 ・検討委員会のスケジュール ・意見交換
7月6日	【地域公聴会】 ・子育てサークルえつとね 4名
7月6日	【地域公聴会】 ・三原の郷未来塾、たすけあい川本 8名 ・だけえかわもと 7名
7月25日	【第2回検討委員会】 ・地域公聴会意見報告 ・学校のあり方に関する論点整理 ・学校視察（案）
9月1日	【県内学校視察】 ・松江市立義務教育学校 玉湯学園 ・飯南町立頓原小学校・中学校
11月4日	【第3回検討委員会】 ・学校視察報告 ・学校運営協議会及び地域学校協働本部の連携 ・学校のあり方に関する論点整理 ・地域公聴会に向けた論点整理
令和5年1月23日	【地域公聴会】 ・西公民館 5名
2月3日	【地域公聴会】 ・悠邑ふるさと会館 16名
2月22日	【第4回検討委員会】 ・地域公聴会意見報告 ・答申内容の審議
5月19日	【第5回検討委員会】 ・答申内容の審議、決定
5月31日	【答申】 ・川本町立学校のあり方について